

令和 8 年 6 月 8 日

香川県広域水道企業団計画課

工事現場における熱中症対策費用の共通仮設費への計上について（通知）

令和 8 年度水道施設整備費に係る歩掛表の改定に伴い、香川県広域水道企業団において熱中症対策に関する費用について、下記のとおり共通仮設費へ計上することとしたので通知します。

記

1 対象工事

香川県広域水道企業団が発注する主たる工種が屋外作業である工事を対象とする。ただし、工場製作期間は対象外とする。

2 実施方法

(1) 発注者の対応（事前）

熱中症対策に関する共通仮設費の積上げ計上対象工事であることを、特記仕様書に明示する。

(2) 受注者の対応（事前）

現場の施設や設備に対する熱中症対策を実施する場合、施設・設備の種類、設置期間、概算費用等を打合せ簿に記載し、事前に工事監督員へ提出する。

(3) 受注者の対応（実施時）

実施状況を撮影し、工事成果品として納品する。

(4) 受注者の対応（精算変更時）

対策の実施後、実施内容及び金額が分かる根拠資料（請求書、明細書、契約書、領収書等）を添付した打合せ簿を提出する。

(5) 発注者の対応（精算変更時）

受注者から提出された根拠資料に基づき算出した金額を、共通仮設費へ積上げ計上する。

3 費用の計上

(1) 熱中症対策に関する費用は、変更設計にて計上するものとする。

(2) 主に現場の施設や設備に関する熱中症対策に対する費用が積上げ計上の対象となる。（別紙 1 参照）ただし、現場環境改善費率分で計上される額の 50% を上限とする。

(3) リース品の場合は、当該工事における施設・設備の設置期間分のリース費用を計上する。

※積算価格＝月毎のリース料の価格×設置期間（月）×設置数量

(4) 購入品の場合は、当該工事における施設・設備の設置期間分の減価償却費を計上する。

※積算価格＝購入価格×設置期間（月）／（耐用年数（年）×12）×設置数量

(5) 耐用年数については、積算時点における国税庁の減価償却資産の耐用年数表を参考に算定する。

(6) 現場管理費に計上される「作業員個人の費用」と重複がないことを確認する必要がある。「作業員個人の費用」とは、主に作業員個人に対する熱中症対策費用であり、塩飴、経口補水液等の効果的な飲料水、空調服、熱中症対策キット等が該当する。

(7) 熱中症予防に関する施設・設備の設置期間については5月から10月までが対象となる。

4 留意事項

(1) 現場環境改善費の率分を計上しない場合においても、「熱中症対策に関する費用」を単独で計上することができるものとする。

(2) 対象となる熱中症対策は費用計上とし、「創意工夫」「社会性」の提案の対象外とする。

5 適用時期

令和8年6月30日以降に積算に係るものから適用する。

なお、令和8年6月29日以前に積算した工事についても、受発注者協議により適用できるものとする。ただし、協議日以前の熱中症対策については対象外とする。